明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律施行規則（文部科学二三）　一
○原子力損害賠償補償契約に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二四）　二
〔告　示〕
○原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律施行規則第四条第一項の規定に基づき、文部科学大臣が定める外国為替相場を定める件（文部科学九四）　二
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産八五三）　二
〔官庁報告〕
官庁事項
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（日本海・九州西広域漁業調整委四二～四四）　三
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（農林水産省）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
公文書等の管理に関する国立研究開発法人理化学研究所、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、土地家屋調査士名簿登録等、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金解散・清算人就任、国民年金基金変更関係　七
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　九
会社その他
会社決算公告　九

省　令

○文部科学省令第二十三号

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律（平成二十六年法律第百三十三号）第七条第二項（同法第十二条において準用する場合を含む。）及び第十四条並びに原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律施行令（平成二十七年政令第百七十三号）第二条第二号の規定に基づき、原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十七年四月十三日

文部科学大臣　下村　博文

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律施行規則

（令第二条第二号の文部科学省令で定める資金）

第一条　原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律施行令（第四条において「令」という。）第二条第二号に規定する文部科学省令で定める資金は、原子力損害の補完的な補償に関する条約第三条4の規定により締約国についてその額が算定される利息及び費用とする。

（延滞金）

第二条　原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律（以下「法」という。）第七条第二項（法第十二条において準用する場合を含む。）の規定により文部科学大臣が徴収する延滞金の額は、負担金（法第四条第一項に規定する一般負担金又は法第十条第一項に規定する特別負担金をいう。以下この条において同じ。）を納付すべき期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ負担金の額に年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、負担金の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる負担金の額は、その納付のあった負担金の額を控除した金額による。

（身分を示す証明書）

第三条　法第十三条第二項の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

（換算の方法）

第四条　法、令及びこの省令を適用する場合における本邦通貨と外国通貨との間の換算は、当該換算に用いられる外国為替相場として文部科学大臣が定める外国為替相場を用いて行うものとする。

2　文部科学大臣は、前項の定めをしたときは、これを告示する。

附　則

この省令は、法の施行の日から施行する。